

令和元年6月20日  
於：アルカディア市ヶ谷

# 全国専門学校協会 定例総会・理事会

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 平成30年度事業報告         |
| 第2号議案 | 平成30年度決算報告ならびに監査報告 |
| 第3号議案 | 令和元年度事業計画案         |
| 第4号議案 | 令和元年度収支予算案         |
| 第5号議案 | 会則及び会則施行細則の一部改正    |



## 目 次

第1号議案 平成30年度事業報告 .....	p. 1
平成30年度の活動概要 (p. 1)	
1. 会議の開催 (p. 1)	
2. 委員会活動 (p. 2)	
3. 調査研究事業の実施 (p. 3)	
4. 研修事業の実施 (p. 3)	
5. 広報活動の推進 (p. 4)	
6. 専門学校におけるスポーツ振興 (p. 5)	
第2号議案 平成30年度決算報告ならびに監査報告 .....	p. 6
第3号議案 令和元年度事業計画案 .....	p. 11
1. 運動方針 (p. 11)	
2. 会議の開催 (p. 16)	
3. 委員会活動方針 (p. 17)	
4. 調査研究事業の実施 (p. 20)	
5. 研修事業の実施 (p. 20)	
6. 広報活動の推進 (p. 21)	
7. 専門学校におけるスポーツ振興 (p. 21)	
第4号議案 令和元年度収支予算案 .....	p. 22
第5号議案 会則及び会則施行細則の一部改正 .....	p. 23



## 第1号議案 平成30年度事業報告

3期6年会長職を務めた小林光俊会長が退任し、6月21日の定例総会にて福田益和会長が選任された。

平成30年度事業計画・収支予算に基づき、専門学校の振興・社会的地位向上を目指して各事業を行った。

重点目標の対応として、職業教育の情報発信・機会提供、職業教育体系の確立と複線型教育体系の整備については、中央教育審議会大学分科会将来構想部会において、福田益和会長から「高等教育の将来構想－専門学校の実践的職業教育の視点から－」と題した意見発表が行われた。また、同部会が取りまとめた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申案)」について、岡本比呂志副会長が専門学校を代表して答申案に対する意見発表を行った。

「現行制度の充実・改善方策の実現」については、3月5日、「職業実践専門課程」の文部科学大臣による6回目の認定が公示(98校、139学科)され、初年度から合わせて994校、2,986学科が認定された(職業実践専門課程の認定学校数は全専門学校の約35%、認定学科数は修業年限2年以上の全学科数の約40%)。

また、専門学校を含む「高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」が12月28日に閣議決定されたことを受け、1月11日付けで文部科学省から「高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針(通知)」が発出されたことから、ホームページにおいて会員校へ情報提供を行った。また、都道府県協会等事務局を通じて、高等教育段階の負担軽減新制度の支援措置対象となる専門学校に対して、本制度の周知を目的としたアンケート調査を行った。

厚生労働省関係については「中央訓練協議会」(訓練計画の策定等)、「ジョブ・カード制度推進会議」(ジョブ・カード制度の活用推進等)、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構「運営委員会」(機構の事業計画・運営等)、及び同機構「職業能力開発専門部会」(機構の事業実績の確認等)に関口正雄常任理事・総務委員長が委員として参画し、職業訓練その他厚生労働省の施策について協議した。

### 1. 会議の開催

#### (1) 定例総会・理事会

##### <定例総会・理事会(平成30年6月21日/アルカディア市ヶ谷)>

- 第1号議案 平成29年度事業報告
- 第2号議案 平成29年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 平成30年度事業計画案
- 第4号議案 平成30年度収支予算案
- 第5号議案 会則の改正
- 第6号議案 役員改選

##### <改選後第1回理事会(平成30年9月6日/プラザエフ)>

- 第1号議案 平成30・31年度副会長及び常任理事選任

##### <改選後第2回理事会(平成31年2月28日/アルカディア市ヶ谷)>※全専各連と合同

- 第1号議案 平成31年度事業計画原案
- 第2号議案 平成31年度収支予算原案
- 平成30年度事業中間報告

## (2) 常任理事会

### ＜常任理事会（平成30年6月21日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 平成29年度事業報告
- 平成29年度決算報告ならびに監査報告
- 平成30年度事業計画案
- 平成30年度収支予算案
- 定例総会・理事会への対応

### ＜常任理事会（平成31年2月28日／アルカディア市ヶ谷）＞※全専各連と合同

- 平成31年度事業計画原案
- 平成31年度収支予算原案
- 平成30年度事業中間報告
- 理事会への対応

## (3) 正副会長会議 ※全専各連と合同

### ＜第4回（平成30年5月29日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 全専各連総会（6月20日）・全専協総会（6月21日）への対応
- 高等教育段階における負担軽減方策への対応

### ＜役員改選後第1回（平成31年2月4日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 平成31年度事業計画原案・収支予算原案の確認
- 全専各連・全専協理事会（2月28日）への対応

## 2. 委員会活動

### (1) 総務運営委員会 ※全専各連総務委員会と合同

#### ＜第8回（平成30年5月9日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 総会（6月21日）への対応
- 平成29年度事業報告・平成30年度事業計画案
- 現況報告

#### ＜役員改選後第1回（平成30年9月7日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 現況報告

#### ＜役員改選後第2回（平成30年11月2日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 現況報告

#### ＜役員改選後第3回（平成30年11月26日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 平成31年度活動方針（骨子）の検討
- 平成30年度事業中間報告（概要）

#### ＜役員改選後第4回（平成31年1月28日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 平成31年度運動方針原案（基本方針・重点目標）・事業計画原案の検討
- 全専各連・全専協合同理事会の運営

### (2) 財務委員会 ※全専各連と合同

#### ＜第8回（平成30年5月15日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 平成29年度決算報告及び監査会への対応

**<役員改選後第1回（平成30年10月31日／アルカディア市ヶ谷）>※**

- 平成30年度仮決算報告

**<役員改選後第2回（平成31年1月31日／アルカディア市ヶ谷）>※**

- 平成31年度収支予算原案の検討
- 平成30年度実績報告

**(3) 留学生委員会**

**<打合せ会（平成30年8月22日／アルカディア市ヶ谷）>**

- 活動方針について

**<専門学校留学希望者に対する情報提供>**

- 「外国人学生のための進学説明会（東京・大阪）」への参加  
東京・大阪会場（東京：7月8日、大阪：7月14日）  
主催：(独) 日本学生支援機構
- 「日本留学フェア」台湾・韓国の実施
  - ・台湾会場（高雄・7月21日、台北・7月22日）  
主催：(独) 日本学生支援機構 共催：全国専修学校各種学校総連合会、(公社) 東京都専修学校各種学校協会
  - ・韓国会場（釜山・9月8日、ソウル・9月9日）  
主催：(独) 日本学生支援機構 共催：全国専修学校各種学校総連合会、(公社) 東京都専修学校各種学校協会、社団法人韓日協会、社団法人釜山韓日交流センター
- 文部科学省委託事業「専修学校グローバル化対応推進支援事業」への対応  
受託先であるTCE財団が実施する研修会や留学生の調査研究及び情報提供等への協力

**3. 調査研究事業の実施**

**(1) 「専門学校修了者の大学編入学状況及び大学院入学状況の実態調査」の実施**

専門学校修了者の大学への編入学の実態及び4年制専門学校修了者の大学院入学状況に関する調査を7月に実施。大学編入学調査は、調査対象校719校・回答返送校589校（回収率81.9%）、大学院入学調査は、調査対象校582校・回答返送校478校（回収率82.0%）。集計結果は、全専各連・全専協役員会等で調査結果を報告するとともに、同資料を全専各連ホームページに掲載。

**(2) 専門学校教育内容の充実に資する調査研究**

TCE財団の行う「中堅教員研修カリキュラム研究」に協力。研究成果は報告書にまとめ会員校へ配布するとともに、財団ホームページに掲載。

**4. 研修事業の実施**

**(1) 管理者研修会**

- 主催：TCE財団
- 日程・会場・参加者数
  - 平成30年11月16日／東京都・アルカディア市ヶ谷／147名
  - 平成30年11月26日／大阪府・ホテル大阪ガーデンパレス／98名

平成30年12月10日／福岡県・ホテル福岡ガーデンパレス／56名

○テーマ・講師

「高等教育の負担軽減策への対応について」

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
廣野 宏正 室長

「専門学校留学生のわが国での就職促進と留学生政策の方向性」

東京外語専門学校理事長・学校長 武田 哲一（東京会場）  
一般財団法人職業教育・キャリア教育財団／全国専修学校各種学校総連合会  
事務局長 菊田 薫（大阪・福岡会場）

## （2）専門学校留学生担当者研修会

○主催：TCE財団

○日程・会場・参加者数

平成31年1月25日／東京都・アルカディア市ヶ谷／167名

○テーマ・講師

「出入国管理の現状及び諸施策について」

法務省入国管理局入国在留課 高竿 正人 補佐官

「留学生に係る出入国・在籍関係等申請の実務について」

東京入国管理局留学審査部門 森田 恭子 統括審査官

「専門学校留学生に対する支援について」

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
美野 喬志 専修学校第二係長

## （3）専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習

○主催：TCE財団

○日程・会場・参加者数

平成31年2月5日、6日／東京都・アルカディア市ヶ谷／20名

○テーマ・講師

「学校評価ガイドラインに沿った自己評価・学校関係者評価の進め方」

「専修学校における第三者評価の取組」

「自己評価報告書の作成演習（グループ演習・討議）」

私立専門学校等評価研究機構 真崎 裕子 事務局長

「専門学校の職業教育を取り巻く評価制度」

「ISO29993：2017の要求事項」

「監査技法と内部監査事例演習」

JAMOTE 認証サービス株式会社 八木 信幸 代表

## （4）文部科学省・厚生労働省「専修学校関係予算等に関する説明会」

○主催：全専各連

○日程・会場・参加者数

平成31年3月13日／東京都・アルカディア市ヶ谷／96名

○テーマ・講師

「平成31年度関係予算案及び関連施策について」

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
廣野 宏正 室長

「平成31年度人材開発統括官重点施策と予算案の概要について」

厚生労働省人材開発統括官人材開発政策担当参事官室  
日野 真之 室長補佐

## 5. 広報活動の推進

### (1) 『7月11日 職業教育の日』推進のための広報活動

プロモーショングッズ（トートバッグ、カレンダー）の製作及び配布。

### (2) 会報の発行

各部9, 500部を作成し、会員校へ配布するとともにホームページに掲載。

○36号（平成30年9月）、37号（平成31年3月発行）

### (3) 高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行

○104, 000部作成、各都道府県協会等へ102, 720部を配布。

## 6. 専門学校におけるスポーツ振興

○全国専門学校体育連盟への運営費補助として500, 000円を支出。

## 第2号議案 平成30年度決算報告ならびに監査報告

### 貸借対照表

平成31年 3月31日現在

全国学校法人立専門学校協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
専門学校教育振興基金引当特定預金	12,269,377	12,269,377	0
特定資産合計	12,269,377	12,269,377	0
固定資産合計	12,269,377	12,269,377	0
資産合計	12,269,377	12,269,377	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	12,269,377	12,269,377	0
(うち特定資産への充当額)	( 12,269,377)	( 12,269,377)	( 0)
正味財産合計	12,269,377	12,269,377	0
負債及び正味財産合計	12,269,377	12,269,377	0

# 正味財産増減計算書

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

全国学校法人立専門学校協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取協会運営費	[ 18,654,890]	[ 17,971,044]	[ 683,846]
受取協会運営費	18,654,890	17,971,044	683,846
雑収益	[ 155]	[ 153]	[ 2]
受取利息	155	153	2
経常収益計	18,655,045	17,971,197	683,848
(2) 経常費用			
会議費	[ 7,934,286]	[ 7,938,709]	[△ 4,423]
総会運営費	259,934	306,726	△ 46,792
役員会運営費	4,295,422	4,330,594	△ 35,172
委員会運営費	2,920,077	2,870,988	49,089
旅費交通費	458,853	430,401	28,452
研修会開催費	[ 558,666]	[ 468,969]	[ 89,697]
研修会開催費	558,666	468,969	89,697
振興対策諸費	[ 1,945,354]	[ 1,944,338]	[ 1,016]
渉外費	1,945,354	1,944,338	1,016
広報活動費	[ 8,216,739]	[ 7,619,181]	[ 597,558]
調査研究費	1,483,455	1,038,057	445,398
広報費	4,226,784	4,093,164	133,620
職業教育の日推進費	2,006,500	1,987,960	18,540
体育連盟振興費	500,000	500,000	0
経常費用計	18,655,045	17,971,197	683,848
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	12,269,377	12,269,377	0
一般正味財産期末残高	12,269,377	12,269,377	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	12,269,377	12,269,377	0

# 財 産 目 録

平成31年3月31日現在

全国学校法人立専門学校協会

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	[ 0 ]
現金手許有高	0
普通預金	( 0 )
りそな銀行 市ヶ谷支店	0
流動資産合計	0
2. 固定資産	
(2) 特定資産	
専門学校教育振興基金引当特定預金	[ 12,269,377 ]
りそな銀行 市ヶ谷支店 (普通預金)	12,269,377
特定資産合計	12,269,377
固定資産合計	12,269,377
資産合計	12,269,377
正味財産合計	12,269,377

# 収支計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

全国学校法人立専門学校協会

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
協会運営費収入	( 18,950,000 )	( 18,654,890 )	( 295,110 )	
協会運営費収入	18,950,000	18,654,890	295,110	
雑収入	( 20,000 )	( 155 )	( 19,845 )	
受取利息収入	10,000	155	9,845	
雑収入	10,000	0	10,000	
事業活動収入計	18,970,000	18,655,045	314,955	
2. 事業活動支出				
会議費支出	( 9,180,000 )	( 7,934,286 )	( 1,245,714 )	
総会運営費支出	460,000	259,934	200,066	定例総会
役員会運営費支出	5,620,000	4,295,422	1,324,578	理事会・常任理事会
委員会運営費支出	2,600,000	2,920,077	△ 320,077	総務運営・財務・留学生
旅費交通費支出	500,000	458,853	41,147	
研修会開催費支出	( 1,000,000 )	( 558,666 )	( 441,334 )	
研修会開催費支出	1,000,000	558,666	441,334	管理者・留学生・質保証人材養成・予算説明会等
振興対策諸費支出	( 2,500,000 )	( 1,945,354 )	( 554,646 )	
渉外費支出	2,500,000	1,945,354	554,646	
広報活動費支出	( 9,190,000 )	( 8,216,739 )	( 973,261 )	
調査研究費支出	1,420,000	1,483,455	△ 63,455	大学編入学・大学院入学調査等
広報費支出	5,220,000	4,226,784	993,216	会報・専門士・高度専門士パンフ・HP運営等
職業教育の日推進費支出	2,050,000	2,006,500	43,500	エコパッパ・カレンガ作成等
体育連盟振興費支出	500,000	500,000	0	全国専門学校体育連盟
事業活動支出計	21,870,000	18,655,045	3,214,955	
事業活動収支差額	△ 2,900,000	0	△ 2,900,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	( 2,900,000 )	( 0 )	( 2,900,000 )	
専門学校教育振興基金取崩収入	2,900,000	0	2,900,000	
投資活動収入計	2,900,000	0	2,900,000	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	2,900,000	0	2,900,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

## 監 査 報 告 書

全国専門学校協会

会 長 福 田 益 和 殿

令和 元 年 6 月 4 日

全国専門学校協会

監事 荒 川 栄 一 ⑩

監事 坂 本 歩 ⑩

監事 戸 早 秀 暢 ⑩

私たちは、全国専門学校協会の監事として、会則第15条第5項に基づいて同協会の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における財務諸表及び収支計算書並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の財務諸表は公益法人会計基準に準拠しており、また、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月）に従っています。

以上により、私たちは、全国専門学校協会の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の正味財産増減の状況並びに同会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは会則その他細則に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

### 第3号議案 令和元年度（平成31年度）事業計画案

#### 1. 運動方針

##### （1）基本方針

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」の実現に向けて最優先で取り組むとしている。専門学校は一億総活躍社会・人生100年時代の働き方改革を推進するリカレント教育（社会人の学び直し）や地方創生、Society5.0（超スマート社会）の実現など多様なニーズに対応した教育課程の開発・提供を継続して展開していくとともに、その教育活動を積極的に情報発信し、専門学校制度の理解深化を図る必要がある。

本協会は令和元年度において、次の基本方針のもと、全国的な運動を展開していく。

- ① 職業教育の情報発信・機会提供、職業教育体系の確立と複線型教育体系の整備など、国の支援・振興策の実現
- ② 専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の振興
- ③ 教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取組の推進

「専門職大学・専門職短期大学」については高等教育における複線型教育体系に資するかどうかが社会からいかに評価されるか注視していく。

今後、本協会は職業教育の社会的な意義の明確化や職業教育体系の可視化を促し、高い評価を受けた専門学校の職業教育が位置付けられた「確固たる複線型教育体系」に資する働きかけを行っていく。

また、専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現では、「職業実践専門課程」に対する国や都道府県からの振興補助金等の支援を強く求めていくとともに、認定校に対して制度の趣旨等の周知徹底、評価向上に向けた取組の充実を促し、より質の高い実践的な職業教育の社会への浸透を図る。同時に、引き続き厚労省等の雇用対策・能力開発の施策の活用を促し、地域産業の発展を支える中核的専門人材の養成を推進していく。また、国際化等の観点から、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に向けて、留学生受入れや卒業後の就労機会の拡大、職業教育の国際通用性等に関する議論に積極的に参画していく。

さらに専門学校を含む「高等教育段階の教育費負担軽減新制度」の公平な履行を求めていく。あわせて専門学校の学生への経済的支援の恒久化を目指す文科省予算「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」について、意欲と能力のある学生が専門学校への修学を断念することのないよう、本協会、都道府県協会等及び会員校が連携して積極的に取り組む。また、これらの支援策の実現に向け、教育の質保証や説明責任を実質化するため、文科省と連携して法令上の義務である学校評価及び情報公開のさらなる徹底を図っていく。

今後とも、本協会は、会員校・都道府県協会等と協力して、専門学校の教育活動その他の情報等を正確かつ広く社会に発信し、他学校種との格差是正を国・地方公共団体に強く求めている。

基本方針を踏まえた運動の具体的内容について、以下、重点目標として列挙する。

## 重点目標（概要）

### ① 職業教育の情報発信・機会提供、職業教育体系の確立と複線型教育体系の整備など、国の支援・振興策の実現

職業教育と学術研究が社会的に同等に評価される様々な政策の検討・実現を求めていく。

- i. 職業教育等に関する情報発信・情報提供
- ii. 職業教育体系の確立への対応

### ② 専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の振興

職業教育、生涯学習など役割分担や機能強化など振興方策を実現する。また、「職業実践専門課程」における実践的な職業教育の充実及び発展に向けた取組を推進する。

- i. 専門学校と地域・行政との連携
- ii. 「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進
- iii. 教育費私費負担の軽減に向けた公的財政支援の充実
- iv. 教育訓練等への対応
- v. 留学生受入れへの対応
- vi. 大規模災害等への対応
- vii. 主権者教育等の推進

### ③ 教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取組の推進

ガイドライン及び実践の手引き等による学校評価並びに情報公開など法的義務の履行を徹底するとともに、「職業実践専門課程」における第三者評価の先導的活動を促進する。

- i. 「職業実践専門課程」の質保証の取組の促進
- ii. 職業能力評価基準等の仕組みへの対応
- iii. 法令その他準ずる事項の遵守等

## (2) 重点目標

### ① 職業教育の情報発信・機会提供、職業教育体系の確立と複線型教育体系の整備など国の支援・振興策の実現

#### i. 職業教育等に関する情報発信・情報提供

- 職業教育を学術教育研究より低く見る風潮の解消に向け、各専門学校による教育活動の特色や職業教育の魅力など好事例の情報発信等を通じて、職業教育に対する理解促進や社会的評価の向上を目指す。（文部科学省）
- キャリア教育・職業教育に対する社会的認知度の一層の向上に資するため、地域相互のネットワークを介して事例研究等を含む情報共有機能を強化し、社会へ継続的かつ主体的な情報発信を行う。
- 全国統一の「7月11日 職業教育の日」の広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、産業界との緊密な関係を深め、キャリア教育・職業教育の重要性を広く社会にアピールする。
- 文科省と連携して、個々の児童生徒の適性・能力等を踏まえた多様な進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関を含む社会全体へ積極的に情報発信し、例えば、「高大接続改革」の議論が、高校から大学への進路選択のみを勧奨・優先することのないよう、教育委員会等の理解深化を図る。（文部科学省）

## ii. 職業教育体系の確立への対応

- 専門学校は、従来の職業教育の取組に加えて、現役世代のスキルアップ・キャリアアップ、定年を迎える世代のキャリアチェンジなど、生涯を通じた学びのニーズに対応した多様な教育機会を提供し、専門職大学その他職業教育機関とともに確固たる職業教育体系の確立を目指す。その際、特に専門学校は自ら教育の質の維持・向上に取り組みつつ、職業教育の機能に注目した制度的・財政的な支援措置を求めていく。(文部科学省)
- 職業教育の評価向上の一環として学生の流動性を高めるため、専門学校と大学など複線型教育体系における異学校種の相互の連携・接続、専門学校と専門職大学など職業教育体系における異学校種の連携・接続を推進する。(文部科学省)
- 平成30年度から5年間の教育政策等を取りまとめた「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、人生100年時代に向けたリカレント教育・職業教育の抜本的拡充が求められていることから、多様なリカレント教育機会の充実を図るため、専門分野と異分野を融合した分野横断型リカレント教育プログラム等の開発、検証に積極的に対応する。(文部科学省)
- 高等教育全体の将来像(グランドデザイン)や各高等教育機関の機能に応じた振興方策等を議論する中央教育審議会(大学分科会、高大接続改革等)の議論に積極的に対応し、具体的な振興方策の取りまとめや確実な措置の実現を目指す。(文部科学省)
- 専門学校の学修成果を客観的かつ適切に評価する体制の構築に向けて、高等教育の資格の相互承認、評定基準や権利義務関係及び高等教育機関等に関する情報共有等を規定した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)」等の国際通用性に留意しつつ、国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係を明確化し、かつ、我が国の職業教育体系を着実に整備していくため、「国家学位・資格枠組み(NQF)」の整備を求めていく。(文部科学省)

## ② 専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の振興

### i. 専門学校と地域・行政との連携

- 専門学校の振興方策等について協議する協力者会議等における議論に積極的に対応し、具体的な諸施策・制度改正の実現を求める。(文部科学省)
- Society5.0の時代に求められる能力(例えば、IT力を融合した専門的能力等)について分野毎に体系的に整理する、また、地域課題の解決や発展に向けた将来構想の実現に向けた実践的プログラムの開発を推進する。(文部科学省、厚生労働省)
- 高度専門士課程での職業実践的な専門教育の充実や社会人の学び直しの受入れ拡大に対応するため、前期・後期の区分制の導入など制度的な見直し及び改善をはじめとして高度化への展望に向けた整備を求めていく。(文部科学省)
- 待機児童問題等を踏まえ、過去の実績と同様に文部科学大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、組織的に制度的運用の是正を求める。(文部科学省)

## ii. 「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進

- 「職業実践専門課程」の会員校への周知・啓発活動の継続、認定基準の改定に対応した本連合会作成の「指針」の見直しを行うとともに、実践的かつ専門的な職業教育の質保証に係る事案の検証を行う。また、職業実践専門課程の運用改善等をもとにした高度化への対応、認定課程の各要件の実質化促進の取組等から社会的評価の一層の向上を図る。(文部科学省)
- 全ての都道府県が「職業実践専門課程」に対する経常費助成措置を早期に実現するよう、必要な情報を収集・提供しつつ積極的に推進する。また、最終的に「職業実践専門課程」が他の高等教育機関と同様に国の経常費助成措置の対象となるよう、関係法令の改正等を求める。(所轄庁・文部科学省)

## iii. 教育費私費負担の軽減に向けた公的財政支援の充実

- 閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を踏まえた関係閣僚合意「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」において専門学校も対象となることから、自ら質の保証や情報公開、また適切な学校運営等を行うよう啓発活動を進める。(内閣官房・文部科学省)
- 専門学校の学生及びその保護者の経済的負担を軽減するため、キャリア教育・職業教育等に対する教育費私費負担の軽減に向けた公的財政支援の充実(身体・発達障がい等の学生の就学支援等)を求める。特に文科省「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」への都道府県及び会員校の参加を積極的に推進するとともに、関係閣僚合意「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」や「私立高等学校の実質無償化」(高等専修学校を含む取扱い)の動向も確認しつつ、都道府県で重点化すべき支援措置の実現を求める。(文部科学省・所轄庁)
- (独)日本学生支援機構の奨学金事業(「給付型奨学金制度」の公平公正な適用、「所得連動返還型奨学金制度」)の拡充を求めるとともに、会員校への情報提供を行う。また、他の学校種との格差の早期是正と同等の財政・税制的な支援の充実を図り、かつ、格差の発生を未然に防止する。(文部科学省)
- 地方公共団体等が運営する奨学金関連制度(「地方創生枠」の無利子奨学金、基金造成による奨学金返還支援制度)の全国的な状況を、都道府県協会等及び専門学校と情報共有し、専門学校の学生を対象とするよう求めるとともに、専門学校の学生の積極的な活用を促し、卒業後の地元定着率が高い専門学校の特色をさらに伸ばし、地域人材の養成につながるキャリア教育や職業教育を推進する。(地方公共団体)

## iv. 教育訓練等への対応

- 国や地方公共団体に対して、公共職業能力開発施設等との役割分担の徹底を求め、専門学校との競合を回避する。また、教育訓練での専門学校の活用や訓練の質的指標の在り方の見直し等を求めるとともに、各地域の専門学校に取組を働きかけて一層の振興を図る。(厚生労働省)
- リカレント教育の充実を図る観点から、「非正規雇用労働者等の長期高度人材育成コース」をはじめ離職者訓練その他教育訓練で、専門学校が幅広く活用されるよう、本連合会独自または都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行い、各地

域での教育訓練の取組を推進する。なお、厚労省が通達する訓練名称と地域における訓練名称の相違が指定申請を検討する会員校に混乱を与えていることから、訓練名称の全国統一を求めていく。(厚生労働省)

- 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)で、「職業実践専門課程」の認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を行う。また、再指定申請を見送った認定校の調査・分析等を通じ、職業実践専門課程が社会人の学び直しに活用されるよう教育訓練制度の指定要件等の弾力化や支援策の充実を求める。(厚生労働省)
- 社会人や女性等の学び直しにおける時間的、経済的な負担等を軽減する観点から「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」が創設されたこと、また、専門実践教育訓練の類型に同プログラムのうち基準を満たすものが対象に位置づけられることから、学び直しプログラムの情報提供の一元化を通じて、指定申請を積極的に行うよう情報提供を行うとともに専門学校プログラムの活用を求める。(文部科学省、厚生労働省)

#### v. 留学生受入れへの対応

- 優秀な外国人学生の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校のグローバル化対応推進支援事業」等の施策を総合的・戦略的に推進する。また、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受入れ促進プログラム(旧 外国人留学生学習奨励費給付制度)の専門学校枠の拡充を求める。(文部科学省)
- 実践的かつ高度な職業教育を行う専門学校の修了者に対する在留資格の付与、専門教育を通じて養成される専門職の在留資格の範囲を拡大する等、外国人材の需要に対して、より多くの専門学校留学生の卒業後の就労が可能となる方策を検討する。(文部科学省、法務省)
- 留学生の増加に伴い、関係省庁等から専門学校における在籍管理等の一層の徹底が要請されていることから、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行う。(法務省、所轄庁)
- 留学生の増加に伴い日本語学校の新設が急増する中、株式会社立の学校の各種学校設置認可申請の事例も散見される。教育の永続性の観点から、認可権者が原則として学校法人による設置認可を行うよう文科省に指導を要請するとともに、関係省庁等と連携して積極的な情報共有を行う。(文部科学省、法務省、所轄庁)

#### vi. 大規模災害等への対応

- 昨今頻発する大規模災害へ対応するため、専門学校が被災した場合に一条校と同様の措置が講じられ、いち早く教育活動を再開できるよう、激甚災害法の早期改正を求める。(内閣府、文部科学省)
- 平成28年熊本地震及び東日本大震災、想定外の被害を広範囲に及ぼす風水害等被災地域の専門学校、被災した学生及び保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生及び暮らしの再生など人材養成等に係る国の政策を一層推進するため、

専門学校のエ育機能が幅広く活用されることを目指す。（内閣府、文部科学省）

#### vii. 主権者教育等の推進

- 選挙権並びに国民投票等の投票権を有する学生に対して、主権者教育等に関する具体的かつ実践的な指導として、家庭・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習等により政治参加意識の向上を目指す。（内閣府、文部科学省）
- 国民の義務である納税について、租税の意義や役割を正しく理解し、納税者として社会や国の在り方を主体的に考える自覚を育てるため、租税教育の充実に積極的に対応する。（国税庁、文部科学省）
- ICT活用教育における著作権への対応として、教育利用に関する著作権等管理協議会における議論等を踏まえ、著作物を一部利用した教材の簡略かつ円滑な使用に向けた周知を引き続き行う。（文化庁、文部科学省）。

### ③教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取組の推進

#### i. 「職業実践専門課程」の質保証の取組の促進

- 厚労省所管の国家資格の指定養成施設に対する第三者評価の義務化の方向性も考慮しつつ、文科省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」に対応し、先進事例として「職業実践専門課程」における第三者評価、分野別評価のあり方を研究する。あわせて第三者評価団体のあり方を検討する。
- 分野別評価における対象分野の分類の前提として、職業教育の観点から日本標準産業分類等を参考にした専修学校設置基準の分野分類の在り方の研究に対して協力する。（文部科学省）
- 専門学校が行う職業教育・訓練の国際標準化へ対応するため、国際通用性を見据えた学修成果や職業能力等の評価のあり方を研究する。（文部科学省）

#### ii. 職業能力評価基準等の仕組みへの対応

- 学生のほか学び直しの社会人等に対して、ジョブ・カード制度など産官学をあげて推進する職業能力評価の仕組みに積極的に取り組む。（厚生労働省、文部科学省、経済産業省）

#### iii. 法令その他準ずる事項の遵守

- マイナンバー（社会保障・税番号）制度に対応して、マイナンバー及び個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のため、取扱いの基本方針や取扱規程等の策定を行うなど、必要かつ適切な安全管理措置に積極的に取り組む。（総務省）

## 2. 会議の開催

### （1）定例総会・理事会

6月に定例総会・理事会を開催し、2月に理事会を全専各連理事会と合同で開催する。なお、出席者相互の交流と情報交換を目的に、6月の総会の前日（全専各連定例総会后）に全専各連と合同で懇親会を開催する。

日程及び提出議題（予定）は次のとおり。

**【定例総会・理事会（令和元年6月20日）／東京・アルカディア市ヶ谷】**

平成30年度事業報告

平成30年度収支決算報告ならびに監査報告

令和元年度事業計画案<平成31年2月の理事会に原案提出>

令和元年度収支予算案<平成31年2月の理事会に原案提出>

会則及び会則施行細則の一部改正

**【理事会（令和2年2月27日）／東京・アルカディア市ヶ谷】**

令和2年度事業計画原案

令和2年度収支予算原案

令和元年度中間報告

**（2）常任理事会**

理事会、定例総会に提案する議題を協議するため、年2回（6月及び2月）、定例総会・理事会の日程に合わせて開催する。なお、2月の常任理事会は、全専各連常任理事会と合同で開催する。

**（3）正副会長会議**

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

なお、職業教育の社会的評価向上をはじめ、職業教育体系の確立や教育再生など専門学校等に関わる教育改革、無償化政策など学生生徒に関わる支援措置の制度化等については、正副会長会議のもとに分科会を設け、立法府や行政府等との折衝を行うこととする。

**3. 委員会活動方針**

**（1）総務運営委員会**

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文部科学省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討
- 総会及び理事会並びに式典に関する事項
- 広報及び会員校に関する事項
- 協力者会議に関する事項

などを主な業務とする。

本委員会は、「専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進」等にかかる事項について検討し、具体的方策を取りまとめるほか、専門学校の振興並びに当面する課題等について、文部科学省をはじめ関係府省庁等とも協議を行いながら、対応方策を取りまとめて活動を行う。

なお、引き続き小委員会のもとで具体的な個別の活動を実施し、必要に応じて個別の課題に知見がある専門学校等関係者を臨時委員として招聘する。主な活動は以下のとおり。

《振興策対応》

**【政策実現面の活動】**

- 「社会人や女性のリカレント教育プログラム」開発・実証等への積極的な対応
- 協力者会議等での振興方策等の協議及び報告・提言事項の具現化に向けた対応
- 企業や業界団体との組織的な連携・協力事業の立ち上げへの対応
- 専門学校制度の充実に資する客観的データ・統計数値等の収集及び調査等への積極的な

#### 協力要請

- 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）に定める高等教育機関一覧の情報提供に対する専門学校調査の支援協力
- 東京オリンピック・パラリンピックでのボランティア活動等への対応

#### 【格差解消面の活動】

- 緊急性が高い代表的格差である激甚災害法の適用の早期実現に向けた、調査研究活動の推進
- 専門学校の教育機能を最大限に引き出すため、他の学校種との制度的格差等の実態の整理、個々の具体的な格差等の早期是正に向けた方策の整理、関係方面との協議・要望活動への対応

#### 【支援要請面の活動】

- 平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災地域の専門学校、被災した学生及び保護者への財政的・制度的復興支援への対応
- 保護者の経済的負担軽減に資する、教育私費負担軽減に向けた公的財政支援制度、(独)日本学生支援機構の奨学金制度（給付型奨学金、無利子奨学金、所得連動返還型奨学金）等のさらなる拡充への対応
- 専門学校の振興に不可欠な財政措置に関する議論への対応、国や地方公共団体からの助成の拡充、地方交付税交付金の大幅拡充、租税優遇措置の充実等の実現に向けた関係方面との協議・要望活動への対応

#### 【教育充実面の活動】

- 高大接続改革への積極的な対応と会員校への具体的な情報提供
- TCE財団等との連携による学校評価及び教育訓練の質保証等への対応、第三者評価団体の在り方の検討
- 専門学校における教育・職業教育の振興に関する学会等への積極的な対応にかかる会員校への周知
- 専門学校における主権者教育・租税教育・知財教育の推進
- 専門学校教職員向け教育利用に関する著作権教育の推進

#### 【情報提供面の活動】

- 本協会及び職業教育ネットのホームページの運営
- 「職業実践専門課程」認定制度や「専門実践教育訓練給付」、「(独)日本学生支援機構奨学事業」の動向等について全専各連のホームページ等を活用した積極的な情報発信
- 「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業の企画運営
- 地域相互のネットワークを介した情報共有機能強化と一般社会への継続的・主体的な情報発信への対応
- 会員校が利益を享受できる情報提供の在り方の検討

#### 《中央教育審議会対応》

- 専門学校又は生涯学習及び職業教育等に関わる中央教育審議会各分科会等の審議事項の検討、意見の募集やヒアリング等への対応

#### 《厚生労働省対応》

- 厚生労働省が実施する雇用対策事業への対応方策の検討
- 人材育成、職業能力開発、職業教育・訓練等に関わる厚生労働省の会議への対応、関連する諸事業の効果的な方策の研究及び厚生労働省所管課との協議

- 公共職業能力開発施設の統合・再編等を含む役割分担にかかる対応方策の検討、文部科学省及び厚生労働省との三者協議開催の働きかけ
- 離職者訓練（長期高度人材育成コース）及び社会人の学び直し（専門実践教育訓練）等リカレント教育への対応
- ジョブ・カード制度等への対応
- 技能五輪国際大会（候補都市：愛知県）の招致に向けた協力支援

《幼稚園教員対応》

- 「幼稚園教諭養成課程指定にかかる制限緩和に向けたプロジェクトチーム」への対応

《職業実践専門課程対応》

- 教育課程の編成や学校関係者評価等の実質化を図るための「職業実践専門課程」指針改定への対応
- 都道府県における「職業実践専門課程」経常費助成措置早期実現への対応
- 「職業実践専門課程」認定校における情報公開及び公開情報のアフターケア（公開様式その他要件に定める情報等）に対する文部科学省との連携・協力

## （２）財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

- 予算及び決算に関する事項
- 財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な活動内容とする。

本協会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認する。あわせて、活動原資である専門学校教育振興基金や今後の財政状況を勘案しつつ、各委員会等との議論を通じて重点化すべき計画等を確認しつつ、収支の均衡等に配慮した予算原案の立案を行う。

また、課程別部会への改編により、協会の事業運営に資する独自の財源確保のあり方について検討を進める。

## （３）留学生委員会

本委員会は、「専門学校留学生の適正な受入れや指導の推進」及び「専門学校留学生制度の大学等との格差是正」に係る事項を所管する。

本年度は、留学生受入れに関する課題の整理、関係省庁・機関への要望として、

- ①専門学校留学生の募集から、就職まで一貫した受け入れ体制の充実
- ②在留資格の見直しを含む卒業後の我が国での就職機会の拡充
- ③帰国後のキャリア支援のための卒業資格の国際的位置付けの明確化

を重点課題とする。

具体的には、以下の事業を推進し、募集から就職に至る一貫した留学生の適正な受入れを目指す。

- 文部科学省予算「専修学校グローバル化対応推進支援事業」の継続的推進
- （独）日本学生支援機構の「留学生受入れ促進プログラム（旧 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）」への対応
- より実効性の高い「専門学校留学生受入れに関する自主規約」及び「専門学校留学生入学及び在籍管理に関するガイドライン」の遵守徹底の推進
- 留学生の適正な受入れおよび就職支援に資する研修会の開催

- 専門学校留学生の受入れ実態の調査及びそれに基づく受入れ校データベースの整備
- ホームページ等を活用した専門学校留学に関する情報提供
- （独）日本学生支援機構等が主催する「日本留学フェア」への参加・協力
- （独）日本学生支援機構をはじめとする留学生関係機関との連携強化
- 株式会社立日本語学校への対応
- 適切な留学生のアルバイト（資格外活動）の基準及び運用の在り方の検討

#### **4. 調査研究事業の実施**

##### **（１）専門学校教育内容の充実に資する調査研究**

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の行う専門学校教育内容の充実・改善に資する調査研究事業に協力する。

##### **（２）留学生受け入れ実態調査**

留学生受け入れに関する実態を把握するための調査を実施し、課題を整理分析して関係省庁・機関へ要望するための基礎資料として活用する。

##### **（３）専門学校調査の協力支援**

専門学校と他の高等教育機関との相互比較等を通じた実証的調査研究事業（学校、在籍者、卒業者等）について、調査実施主体の支援等を行うとともに、調査への会員校の積極的な協力を促進する。

#### **5. 研修事業の実施**

##### **（１）管理者研修会**

専門学校の経営に資する有用かつ最新の情報を伝達することを目的として、TCE財団との共催による研修会を実施する。

##### **（２）専門学校留学生担当者研修会**

専門学校において適正な留学生受け入れが実施され、国際貢献等の面で十分な役割を果たしていくことができるよう、TCE財団との共催による研修会を開催する。

##### **（３）専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習**

「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定を受け、専門学校が自己評価と評価結果の公表という社会的責任を積極的に果たす取組を促進するため、「NPO私立学校専門学校等評価研究機構の評価基準及び研究開発の成果」並びに「国際規格 IS029990（非公式教育・訓練のための学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）」の後継規格「国際規格 IS029993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）」である専門学校の職業教育を取り巻く評価制度等を参考にして、専門学校内で教育訓練・運営の質保証を中核的に担う評価人材を養成する講習を、TCE財団等と共催で実施する。

##### **（４）専門学校予算及び関係諸施策等説明会**

専門学校に係る省庁予算及び関係諸施策等について、会員校が積極的に取り組むための情報提供を目的として、事業内容や手続き等に関する説明会を開催する。

## **6. 広報活動の推進**

### **(1) 「7月11日 職業教育の日」の推進**

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進を、引き続き全専協と連携して、専門学校における職業教育の実績と今後果たすべき使命について積極的に広報活動を実施する。

総務運営委員会と全専各連総務委員会において、「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業を企画運営し、職業教育の意義や社会的使命等を広く訴えるため、一般に利用されるプロモーショングッズ等を作成し、都道府県協会等及び関係方面に配布する。

### **(2) 会報の発行による情報提供**

専門学校をめぐる動向や本協会の活動状況等をまとめた会報誌を発行し、会員校等に配布する。

### **(3) 職業実践専門課程・高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行**

専門学校並びに高度専門士・専門士に関する広報用パンフレットとして、前年度に引き続き都道府県協会等に必要部数を譲渡し、各地区及び会員校単位で積極的に活用してもらう。

また、全国の国公立大学及び大学院にパンフレットを送付して、専門学校修了者の編入学選考を実施する大学、及び4年制専門学校修了者の受け入れを実施する大学院の増加に努める。

### **(4) ホームページを活用した広報活動の積極的な推進**

全専各連ホームページ、職業教育ネット運営への協力を通じて、高等職業教育機関である専門学校の役割や機能、また各分野における教育内容の特徴、職業教育に関する研究・成功事例のデータベース化等を広く社会に紹介するなど、広報活動を積極的に行う。特に、職業実践専門課程、高度専門士及び専門士については、その制度の紹介に努め、社会的な理解の促進を図る。

## **7. 専門学校におけるスポーツ振興**

専門学校におけるスポーツを支援し振興を図ることを目的に、全国専門学校体育連盟への助成措置を行う。

第4号議案 令和元年度収支予算案

収支予算書(案)

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

全国専門学校協会

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
協会運営費収入	( 22,150,000 )	( 18,950,000 )	( 3,200,000 )	全専各連より繰入
協会運営費収入	22,150,000	18,950,000	3,200,000	
雑収入	( 20,000 )	( 20,000 )	( 0 )	
受取利息収入	10,000	10,000	0	
雑収入	10,000	10,000	0	
事業活動収入計	22,170,000	18,970,000	3,200,000	
2. 事業活動支出				
会議費支出	( 8,570,000 )	( 9,180,000 )	( △ 610,000 )	理事会 総務運営・財務・留学生
総会運営費支出	400,000	460,000	△ 60,000	
役員会運営費支出	4,610,000	5,620,000	△ 1,010,000	
委員会運営費支出	3,060,000	2,600,000	460,000	
旅費交通費支出	500,000	500,000	0	
研修会開催費支出	( 3,450,000 )	( 1,000,000 )	( 2,450,000 )	
研修会開催費支出	3,450,000	1,000,000	2,450,000	
振興対策諸費支出	( 5,500,000 )	( 2,500,000 )	( 3,000,000 )	
渉外費支出	5,500,000	2,500,000	3,000,000	
広報活動費支出	( 9,200,000 )	( 9,190,000 )	( 10,000 )	
調査研究費支出	500,000	1,420,000	△ 920,000	
広報費支出	6,150,000	5,220,000	930,000	
職業教育の日推進費支出	2,050,000	2,050,000	0	
体育連盟振興費支出	500,000	500,000	0	
事業活動支出計	26,720,000	21,870,000	4,850,000	
事業活動収支差額	△ 4,550,000	△ 2,900,000	△ 1,650,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	( 4,550,000 )	( 2,900,000 )	( 1,650,000 )	各種事業の推進及び強化
専門学校教育振興基金取崩収入	4,550,000	2,900,000	1,650,000	
投資活動収入計	4,550,000	2,900,000	1,650,000	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	4,550,000	2,900,000	1,650,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

## 第5号議案 会則及び施行細則の一部改正

全専各連組織委員会では、平成30年9月に福田会長からの諮問事項「全国専修学校各種学校総連合会及び全国学校法人立専門学校協会（現全国専門学校協会）の「役員の就任年齢及び任期」並びに「役員の選任」のあり方について、適正かつ効率的な組織運営を行うため、役員の就任年齢及び任期、会長再任の際の規定及び会長改選期の執行体制について方針を策定し、全専各連第128回理事会・全専協理事会（平成31年2月27日）において第1次答申として報告した。この第1次答申に基づき、会則及び施行細則の一部改正案とともに、会長改選期の執行体制についての報告を提出する。

また、継続審議であった「会長選任にかかる手続き」について、各種手続きを簡素化する方向性等については、簡素化を前提として引き続き全専各連組織委員会と連携し、次回総会へ会則及び施行細則の一部改正の提案を目指すこととする。

本協会会則及び施行細則の一部改正について審議願いたい。

- ・ 役員の就任年齢の変更
- ・ 会長選任にかかる手続きの変更

### 全専協会則及び施行細則の一部改正（案）

#### 【改正のポイント】

- 現行の「役員の就任年齢」について、役員就任時の年齢を就任年度4月1日時点で満70歳から満75歳に引き上げる。
- 会長再任の際の役員就任年齢の取り扱いに関する規程を廃止する。

## 全国専門学校協会 会則

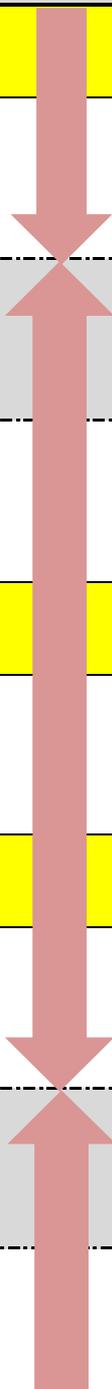
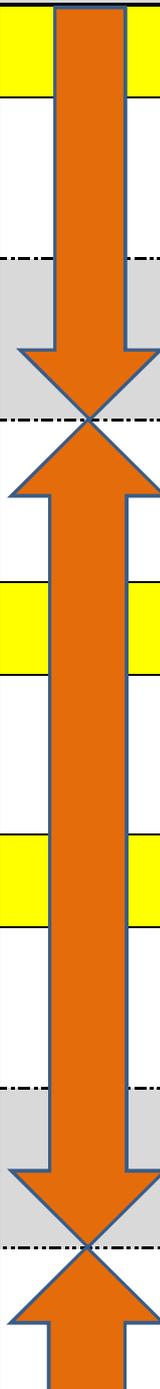
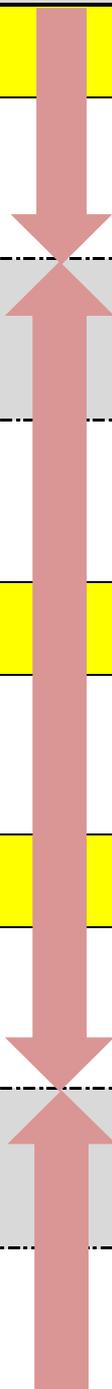
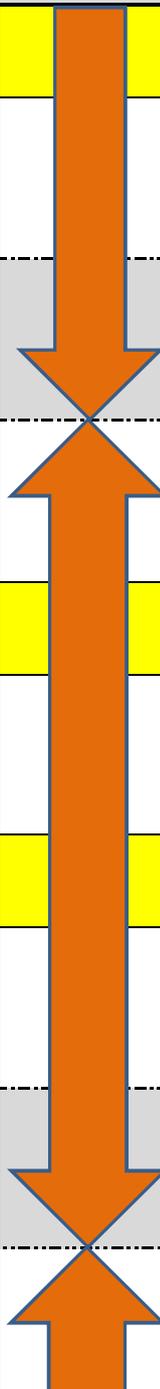
### <現行会則と改正会則案との比較>

現行 会則	改正 会則（案）
（役員の就任年齢及び任期）	（役員の就任年齢及び任期）
第16条 役員就任（補欠又は増員による役員就任、再任の場合を含む。）時の年齢は、就任年度4月1日時点で満70歳以下とし、任期は2年とする。 2 前項の規定にかかわらず、会長が再任される場合の役員就任時の年齢については別に定める取扱いによることができる。 3 ～ 略	第16条 役員就任（補欠又は増員による役員就任、再任の場合を含む。）時の年齢は、就任年度4月1日時点で満75歳以下とし、任期は2年とする。 2 同 3 ～ 略
附 則	附 則
1. この会則は、平成4年11月18日から施行する。 ～ 略 ～ 10. この会則は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、役員任期は会則第16条第1項に定める期間とし、平成30年6月21日から起算するものとする（平成30年6月21日定例総会）。	略  11. この会則は、令和元年6月20日から改正施行する。

<現行規程と改正規程案との比較>

現行 規程	改正 規程 (案)
<会則第16条第2項における別に定める取扱いに関する規程>	<会則第16条第2項における別に定める取扱いに関する規程>
<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(現職の会長における役員就任年齢の取扱い)</p> <p>第2条 <u>任期中に満71歳に達した現職の会長</u> (以下、「<u>現会長</u>」という。)は、会則第16条第1項の規定に関わらず同条同項に定める任期1期に限り会長(以下、「<u>次期会長</u>」という。)に再任されることができる。</p> <p>第3条～ 略</p>	<p><b>廃止</b></p>

全専各連・全専協 執行体制シュミレーション案

日程	全専各連	全専協	執行体制 (現行)	執行体制 (変更案)
会長改選年度				
6月	定例総会・理事会 <b>※会長選任</b>			
7・8月	< 現行体制における空白期間 >			
9月	全専各連：常任理事会、全専協：理事会 <b>※新執行体制確定</b>			
次年度				
6月	定例総会・理事会			
会長改選年度（次々年度）				
6月	定例総会・理事会 <b>※会長選任</b>			
7・8月	< 現行体制における空白期間 >			
9月	全専各連：常任理事会、全専協：理事会 <b>※新執行体制確定</b>			

## 「役員就任年齢及び任期」並びに「役員の選任」のあり方について (第 1 次答申)

### はじめに

組織委員会は、平成 30 年 9 月に福田会長からの諮問事項①「全国専修学校各種学校総連合会（以下、「全専各連」という）及び全国学校法人立専門学校協会（以下、「全専協」という）の「役員の就任年齢及び任期」並びに「役員の選任」のあり方について」鋭意検討を行い、このたび役員の就任年齢及び任期、会長再任の際の規定及び会長改選期の執行体制について結論を得たので、第 1 次答申として提出することとした。

また、諮問事項①のうち「会長選任にかかる手続き」については、継続して審議することとした。諮問事項②についても、財務委員会との協議を踏まえさらに検討を進めることとした。（諮問事項①、②については資料 1 を参照）

### 役員就任年齢等に関するこれまでの経緯

平成 21 年 6 月に役員の就任年齢にかかる会則等の改正により、現行の会則第 16 条第 1 項「役員就任時の年齢は、就任年度 4 月 1 日時点で満 70 歳以下（以下、略）」とすることとなった。

その後、平成 27 年 6 月に会長の再任の場合の例外規定を設け、内規「会則第 16 条第 2 項における別に定める取扱いに関する規程」を定めて、「任期中に満 71 歳に達した現職の会長は、（中略）1 期に限り会長に再任（以下、略）」を可能とすることとした。

組織委員会に対する諮問理由にもあるように、この間、各都道府県協会等から役員の年齢制限が円滑な団体運営の支障となっているなどの意見があり、改めて都道府県協会等へ調査を行い、その結果に基づき審議を行ってきた。

### 1. 役員就任年齢及び任期について

平成 30 年 11 月に行った「役員の就任年齢のあり方について」に関する調査（資料 2 を参照）の結果、役員就任年齢を改正すべきであるとの回答（28 団体 59.6%）が過半数を占めた。これを受けて委員会としては、役員就任年齢を 70 歳から 75 歳へと引き上げることが妥当との結論に至った。

一方、現在の規定を維持すべきとの回答（17 団体 36.2%）も一定程度あったことについては、重く受け止めるべきとの意見もあった。さらに、参考案や意見等も多数寄せられていることから、それらへの配慮も必要ではないかとの意見も出された。

### 2. 会長再任の際の規定について

諮問事項①については、会長再任の際の年齢の例外規定のあり方についても、現行制度を踏襲する方向で検討との方向性が示されている。しかしながら、役員の就任年齢を 75 歳とした場合、会長のみが現行制度で最大 71 歳を超えて 1 期再任が可能となることについては、役員就任年齢改正の趣旨とは相容れない、役員会としての整合性が取れない、などの意見が多数を占めた。

したがって委員会としては、会則第 16 条 2 項については、内規による取扱いができることとの規定であることにかんがみ会則からは削除をしないこととし、会長再任の際の特例の内規を廃止するとの結論に至った。

### 3. 会長改選期の執行体制について

会長が新たに選任された際に、新執行体制が確定に至るまでには、これまで以下のような手続きおよびスケジュールが踏襲されてきた。

6月総会で新会長選任後、9月の常任理事会（全専各連の場合）及び理事会（全専協の場合）での副会長、常任理事選任までの間は、規定上、新会長の下で前執行体制を継続して会の運営を行ってきた。新会長が選任されても、新会長の下での執行体制の確定が遅くなっていたということである。

また、学校の夏季休暇をはさむ約2～3か月間は会の運営が停滞しがちになり、会としての早急な対応が迫られるような場合の対処にも課題があるとの指摘もある。

したがって委員会としては、会長改選年度、9月に新執行体制が確定するまでの間は、現会長の下で現執行体制が継続して会の運営にあたり、9月の新執行体制が確定すると同時に新しく会長が就任して会の運営にあたるのが妥当との結論に至った。（具体的な任期のシミュレーションについては資料3を参照）

なお、会則には執行体制の期間（始期及び終期）の規定がないため、役員会での了承を受けることを前提として、次期総会において報告することが必要と考える。

### 最後に

本第1次答申の結論に基づき、組織委員会としては速やかに会則改正等の具体案を策定し、次期総会への会則改正案等を提出することとする。

また、前述の積み残しとなっている課題についても継続して検討を重ね、速やかに結論を得ることとする。

## 組織委員会

### 【諮問事項】

- ① 全国専修学校各種学校総連合会及び全国学校法人立専門学校協会の「役員の就任年齢及び任期」並びに「役員の選任」のあり方について
- ② 全国専修学校各種学校総連合会及び全国学校法人立専門学校協会の持続的運営のあり方について

### 【諮問理由】

#### ■ 諮問事項①について

全国専修学校各種学校総連合会（以下、「全専各連」という）及び全国学校法人立専門学校協会（以下、「全専協」という）は、平成 21 年に継続的な団体の運営に資する方策の一つとして、役員の就任年齢を 70 歳と規定し活動を行ってきた。以降、ほぼ 10 年近くの歳月が過ぎて、本規定が役員の世代交代の促進につながってきている反面、一方で個別の都道府県協会等によっては年齢制限により円滑な団体運営に支障をきたしつつあるとの意見も寄せられている。

また、役員改選後の新たな執行体制構築にあたっては、各都道府県協会等からの役員推薦及びブロック長選任の時期との関係上、円滑な団体運営に支障をきたしているとの指摘もなされているところである。

これらの課題を受けて、会長として考える以下の方針に基づき、今後の具体的制度等のあり方についてご検討いただきたい。ただし検討にあたっては、各都道府県協会等の意見の聴取を前提としていただきたい。

なお、本来的に組織委員会は全専各連の委員会ではあるが、全専各連の下部組織としての全専協が、これまで役員に関する基本的あり方について全専各連と平仄を合わせることで効率的かつ一体的に運営してきた経緯を踏まえ、さらには諮問事項②もあわせて、組織委員会内で全専協のあり方についても同時にご検討願いたい。

- 「役員の就任年齢及び任期」について
  - 役員の就任年齢については、「満 75 歳以下」とする方向で検討
  - 会長再任の際の年齢の例外規定については、現行制度を踏襲する方向で検討

○ 「役員を選任」について

- 会長選任については、時期は現行どおりとし、当該年度の執行体制はたとえば9月1日からとして、総会終了後から9月1日までの間は前年度の執行体制を継続するという方向で検討
- 会長選任にかかる手続きについては、自薦とともに他薦も認めることとし、あわせて選挙公報等については簡素化を図る方向で検討

■ 諮問事項②について

少子高齢時代、人口減少時代を迎えている中、個々の専修学校各種学校の持続的発展とともに団体としても安定的・継続的に運営が行えるよう具体的対策を講じていく必要がある。

とくに、専門学校が今後も中心となって全専各連をけん引していくことが想定されること、さらに次年度から課程別部会として「全国専門学校協会」が専門学校の団体として改編されることから、新たな全専協に関しては今後の会費徴収のあり方や、全専各連及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下、「TCE 財団」という）の事業との役割分担などについても、ご検討いただきたい。

○ 会費徴収のあり方について

- 全専協としての財源を確保する観点から、全専各連会費のうち専門課程設置校の会費を値上げすることが可能かどうかを含め、財務委員会と連携し検討

○ 全専協が本来中心となっていくべき事業について

- TCE 財団の実施している研修等について、全専協の持つ財源を活用したより会員校の利益となる運営方法について検討

以上、審議にあたり、課題とともに会長としての一定の方向性を諮問理由として提示いたしました。とくに役員就任年齢等については、会則改正を伴うことから、来年の総会で改正案が提案できるよう早急にご対応いただきたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

全国専修学校各種学校総連合会  
会長 福田 益和

## 『会長諮問「役員の就任年齢のあり方について」に関する調査』 調査結果

意見募集実施日：平成30年11月1日（月）～11月16日（金）

意見提出方法：電子メール、ファックス

### 回答答票提出状況

回答あり＝45団体

未回答＝2団体

### 1. 貴会では、役員の就任年齢について

- ① 現在の規定（満70歳以下）を維持すべきである ＝ 17団体（36.2%）
- ② 改正すべきである ＝ 28団体（59.6%）
- ③ 未回答 ＝ 2団体（4.2%）

### 2. 上記1.において②を選択した団体への質問

**（改正案）役員の就任年齢について現在の「満70歳以下」から「満75歳以下」へと条文  
を修正**

- ① 改正案を支持する。 ＝ 21団体
- ② その他 ＝ 7団体

### 3. 前の設問で②と答えた場合、その他の参考案又はご意見

- 年齢制限を撤廃すべき
- 少子化に伴い専修学校、各種学校を取り巻く環境が益々厳しさを増すこと、1条校との格差是正が解決されていないことなど多くの課題が山積していることから、役員は年齢にとらわれず、リーダーシップを発揮して課題解決に向けて行動する人材が必要。
- 全専各連が年齢制限を設けるとブロック長たる代表者が全専各連役員に就任できない事態が発生し、組織運営に支障をきたす。
- 本回答の集計にあたっては、各都道府県均一にカウントするのではなく、各都道府県の規模などを勘案して、軽重をつけて集計していただきたい。
- 会長、副会長となる役員は現状どおり、実質「満72歳以下」とする案を支持致しますが、各県代表者にあたる理事となる役員は分けて考えたい。理事役員については「原則満75歳以下」とし、「特例」（事情により76歳以上を可とする）を認めることを提案したいです。地方にあっては、人口減少とともに後継者不足も著しく、ご高齢でありながら、自校の設置者として県協会役員を務めるなど現役として活躍されている方がほとんどです。一概に年齢のみを条件に排除すると、県選出の役員相当者がいなくなってしまうこととなります。
- 全国専修学校各種学校総連合会（以下全専各連）は、都道府県協会の連合組織であるという位置づけであれば、本来、各団体からの理事等役員の推薦にあたっては、各団体の推薦ルールにゆだねるべきで、全専各連の会則に年齢制限を規定するべきではない。また、組織の活性化という観点からみれば、むしろ、会長等について任期制の導入などについて検討を行うべきではないか。

- 今回の会則改正案の具体的方向性をみると、役員の就任年齢を「満 75 歳以下」とし、会長の就任年齢は「満 72 歳以下」と規定する旨の案が示されているようにみえるが、改正理由及び規定案の趣旨の説明がないため、役員と会長の就任年齢の規定の差異についての合理的理由が見いだせない。
- 地方の専各連では、学校法人立のほか医療法人立など職業団体立の学校など多様であり、運営の中核的な役割を担っていた学校法人立の専修学校各種学校が急激に減少してきている。そのため、今後会長のなり手がますます厳しくなることが予測される中、年齢制限自体を設けることがよいのか検討した方が良いと思う。
- 現在の規定（満 70 歳以下）に例外規定（各支部の実情により、この限りではない等）を設けるか、就任年齢制限の廃止。  
※各支部には様々な実情があると思われるため、例外が多数（例外でなくなる）になった時見直されたらいかがでしょうか？そもそも、就任年齢制限導入の時から願っていたところです。（当支部では、県会長＝全専各連役員でないと不都合な点が多く、やむを得ず県会長の就任年齢を 4、5 年前に設けたばかりです。）
- 円滑な団体運営に支障とは具体的にどのような事でしょうか？。10 年もの期間、後任の育成に踏み切れなかったのか、事業継承者が不在なのか、少子高齢化の中、高齢者がその地位に留まる事は次世代の層に期待が出来ないからなののでしょうか。

都道府県協会代表者各位

全国専修学校各種学校総連合会  
組織委員会 担当副会長 吉田 松雄  
組織委員会 委員長 浦山 哲郎  
公 印 省 略

## 会長諮問「役員の就任年齢のあり方について」に関する調査のお願い

全専各連組織委員会は、組織の持続的発展や運営のため、役員の就任年齢について様々な議論を行い、改革を進めてきました。具体的には、平成21年度に役員の就任年齢を70歳以下と決めました。

爾来、若手の活用と全専各連の持続的発展のために行われた改革により、役員の若返りが進むなど一定の効果が見られました。

一方で、一連の改革に着手して10年近くが経過した現在、都道府県協会等より、役員の選出や各地域の協会運営に関する課題も指摘されるようになりました。

これを背景に、組織委員会内においても議論を続けていたところ、福田益和会長から組織委員会に対して、全専各連及び全専協における役員の就任年齢に関する規定に関し、「円滑な団体運営に支障をきたしつつある」との認識のもと、今後の具体的制度等のあり方について検討を要請する諮問がなされました。

この諮問を受け、組織委員会は会長諮問をもとに会則改正案の方向性を提示し、都道府県協会等にご意見を求めることといたしました。

つきましては、11月16日（金）までに付属の回答票にご記入の上、ご返送ください。

業務ご多忙の折とは存じますが、なにとぞご協力のほどお願い申し上げます。

なお、福田会長の諮問事項を参考資料として添付いたします。

### 会則改正案の具体的方向性

#### 【具体策】

- ・役員の就任年齢について現在の「満70歳以下」から「満75歳以下」へと条文を修正。
- ・会長の就任年齢については、現在実質的に「満72歳以下」となっているが、条文に年齢の記載がないため、現状のまま明記。

## 「役員就任年齢のあり方」における調査について【回答票】

都道府県名: \_\_\_\_\_

ご記入者名: \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_ mail: \_\_\_\_\_

1.貴会では、全専各連及び全専協における役員の就任年齢について、どのようにお考えですか。下記のいずれかに○をつけてください。

- ① 現在の規定(満70歳以下)を維持すべきである。
- ② 改正すべきである。

2.前の設問で2と答えた場合のみ、お答えください。組織委員会は、会長諮問事項を受けて、下記の改正案を提示します。この会則改正案につきまして、ご意見をお伺いします。

### 会則改正案

・役員の就任年齢について現在の「満70歳以下」から「満75歳以下」へと条文を修正。

- ① 改正案を支持する。
- ② その他

3. 前の設問で2と答えた場合、その他の参考案又はご意見についてご記入ください。

※ご記入いただいた内容につきましては、記載内容の確認、集計以外に使用することはありません。

### 【調査票の返送先】

全国専修学校各種学校総連合会 総務課 FAX:03-3230-2688  
11月16日までにご返送下さい。





